

八日市布引ライフ組合立衛生センター長期包括的運営管理業務に係る 公募型プロポーザル募集要項

八日市布引ライフ組合（以下「組合」という。）は、八日市布引ライフ組合立衛生センター長期包括的運営管理業務（以下「委託業務」という。）について、受託者を公募型プロポーザル方式により募集及び特定する。

応募者は、本募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な資格審査書類及び提案書を提出すること。

1 業務名

八日市布引ライフ組合立衛生センター長期包括的運営管理業務

2 業務目的、内容及び期間

別紙「要求水準書」のとおり

3 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 平成29年度八日市布引ライフ組合入札参加資格名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載されていること。
- (2) し尿処理施設又は下水処理施設運転管理業務の契約実績を有すること。
- (3) 応募者が複数企業から構成される場合は、代表企業を定めること。また、資格審査書類の提出時に、応募者の構成員について明らかにすること。
なお、応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることができない。また、応募者の構成員は、資格者名簿に記載が無くても可とする。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (5) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から八日市布引ライフ組合との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者でないこと。

4 業務委託料の予定価格

7 (4)キ 閲覧できる参考資料に示す「業務委託料に関する資料」を参照。

5 担当部署

本プロポーザルの担当部署（以下「担当部署」という。）は、次のとおりとする。

〒527-0066 滋賀県東近江市柴原南町 1590 番地

八日市布引ライフ組合立衛生センター

電話 0748-22-0465

ファックス 0748-22-3667

電子メール nunobiki@vega.ocn.ne.jp

6 優先交渉権者の特定方法

本プロポーザルは、プロポーザル応募者からの提案をプロポーザル審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、提案内容評価点及び提案価格評価点の合計点が最も高い提案者を優先交渉権者とし、次に合計点が高い提案者を次点候補者として特定する。詳細は、別紙「優先交渉権者決定基準」に示すとおり。

7 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおり。

事 項	時 期 (予定)	備 考
募集要項の公告	平成29年8月1日	ホームページ掲載
配布資料申込み	平成29年8月1日～10日	要求水準書等の配布
プロポーザル参加の受付	平成29年8月16日～25日	
資格審査結果の通知	平成29年8月31日	資格審査結果
資料の閲覧・現地見学及び質問受付	平成29年9月4日～22日	
質問に対する回答	平成29年9月28日	
包括技術提案書類の受付 (応募辞退の受付)	平成29年10月16日～27日	
基礎審査	平成29年10月30日	書類審査
選定委員会(審査)	平成29年11月15日	参加者提案内容のヒアリング
優先交渉権者の決定	平成29年11月20日	審査結果の通知
基本事項の合意	平成29年12月中旬	
業務引継ぎ	平成30年1月～3月	
業務開始	平成30年4月1日	

(1) 配布資料の申込み

本プロポーザルにおいて、配布資料（要求水準書、優先交渉権者決定基準、様式集等）を希望する者は、「配布資料の申込書」に必要事項を記入の上、次により提出すること。

- ア 提出先 担当部署まで
- イ 提出方法 持参（その他の方法は、認めない。）
- ウ 提出期間 平成29年8月1日（火）から平成29年8月10日（木）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）
- エ 受付時間 午前9時から午後5時まで

(2) プロポーザル参加の受付

本プロポーザルにおいて参加を希望する者は、必要書類を添付の上、次により提出すること。

- ア 提出先 担当部署まで
- イ 提出方法 持参（その他の方法は、認めない。）
- ウ 提出期間 平成29年8月16日（水）から平成29年8月25日（金）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）
- エ 受付時間 午前9時から午後5時まで

オ 必要書類

(7) 参加資格確認申請書（第5号様式）及び添付書類

- ・会社概要、業務経歴書
- ・登記簿謄本（3箇月以内に発行されたもの）
- ・委託契約の運転、維持管理実績（第6号様式）
- ・納税証明書（資格者名簿登録済み企業は、不要）
- ・暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書（資格者名簿登録済み企業は不要）

(イ) 守秘義務に関する誓約書（第2号様式）

(ロ) 参加表明書（第4号様式-1）（グループ参加の場合のみ）

(ハ) 構成員表（第4号様式-2）（グループ参加の場合のみ）

(ニ) 委任状（第7号様式）（グループ参加の場合のみ）

(ホ) 提出部数 正本1部、複写10部

(3) 資格の審査及び結果の通知

参加資格の審査は、別紙「優先交渉権者決定基準」に基づき審査を行う。

通知日 平成29年8月31日（木）

通知方法 郵送

なお、受領後は、組合の担当部署に報告を行うこと。

(4) 参考資料の閲覧及び現地見学

参加資格の確認において失格とならなかった応募者は、参考資料の閲覧及び現地見学を行うことができる。参考資料の閲覧及び現地見学を希望する企業は、第3号様式により、電子メールにて申し込むこと。

なお、本件施設に入場できる人数は応募者当たり5名までとし、その他詳細は以下のとおりとする。

ア 日 時

組合が応募者の希望を踏まえて調整し、組合が決定した日とする。参考資料の閲覧及び現地見学の時間は、1日の中で午前9時から正午（3時間）を1コマ、午後1時から午後4時（3時間）を1コマとし、参考資料の閲覧及び現地見学について4コマまで実施できる。

なお、参考資料の閲覧及び現地見学は、同時実施できない。

イ 場 所 八日市布引ライフ組合立衛生センター（東近江市柴原南町1590番地）

ウ 受 付 担当部署にて

エ 持 参 品

施設見学時に必要となる安全保護具を用意し、必要な保護具がない場合は入場を認めない。

オ 注 意

来場時に必ず担当部署の職員に来場趣旨を伝え、職員の指示に従い参考資料の閲覧及び現地見学を行う。

なお、現地見学においては組合の許可なくカメラ、ビデオ等の記録媒体を使用し
てはならず、参考資料の閲覧に当たっては、資料のコピーを認めず、カメラ、ビデ
オ等の記録媒体の使用を認めない。また、参考資料の閲覧に供する参考資料の貸出
は行わない。

カ 責 任

来場時に発生した損害は、応募者の責任とする。ただし、明らかに組合の運営上
の過失に伴う応募者の損害は、別途協議する。また、組合の了承を得ること無く本
件施設の設備機器に触れてはならない。

キ 閲覧できる参考資料

- ・施設配置図
- ・機器配置図
- ・竣工関連図書（竣工図書、取扱説明書）
- ・計量証明事業所による測定結果
- ・処理工程の水質測定結果等
- ・業務委託料に関する資料
- ・その他必要とされる資料

(5) 参考資料の配布

参加資格の確認において失格とならなかった応募者に対して以下の参考資料を配布
する。配布は、参考資料の閲覧時に行う。

- ・パンフレット
- ・施設概要（施設の内容、業務経費、廃棄物処理実績等）

(6) 提案書類作成に関する質問の受付

提案書類の作成に当たり組合が配布する資料、閲覧できる資料等について質問を次
のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成29年9月4日（月）午前9時から平成29年9月22日（金）
午後5時まで

イ 質問の方法

様式集第1号様式に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより担当部
署へ提出すること。電子メールの送付に当たっては、表題は「質問提出事務局宛」
とすること。また、組合は、電子メールを受け付けた旨を、質問を出した民間事業
者に電子メールで連絡することとする。これ以外の方法（電話、口頭等）による質
問は、受け付けない。

(7) 配布資料及び本業務に関する質問の回答

配布資料及び本業務に関する質問の回答については、電子メールにて回答書を参加
企業へ公開する。回答予定日は、平成29年9月28日（木）を予定している。

なお、回答書を受領した後は、本組合の担当部署に電子メールにて報告を入れること。

(8) 提案書類の受付

応募者は、次により委託業務に関する提案書類を提出すること。

- ア 提出先 担当部署まで
- イ 提出方法 持参（その他の方法は認めない。）
- ウ 提出期間 平成29年10月16日（月）から平成29年10月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- エ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- オ 提案書類
 - ・応募書類提出書（第9号様式）
 - ・長期包括運營業務提案書（以下「提案書」という。）（第10号様式から第15号様式）
 - ・長期包括運營業務提案書参考資料（第16号様式）

カ 提出部数

正本1部、複写10部及び電子データとしてCD-ROMにより1部を提出すること。書類及びCD-ROMのとじ方については、応募者が参考資料の閲覧及び現地見学により本件施設へ来場した時に組合が指示する方法で行うこととする。

キ 提案価格記載要領

応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を提示すること。

ク 提案書類作成要領

提案書類は、様式集を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左とじとする。また、提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字は、その限りではない。提案書には、会社名やロゴマークは一切使用せず、資格審査結果の通知に記載されている応募者番号を記入すること。

(9) 応募を辞退する場合

参加表明書等を提出し、参加資格を認定された者が応募を辞退する場合は、次のこと。

- ア 提出期間 平成29年10月16日（月）から平成29年10月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出方法

様式集（第8号様式）に従って作成した応募辞退書を担当部署へ持参又は郵送すること。郵送の場合は、必ず「特定記録」とすること。

(10) 提案内容のヒアリング

提案内容に関して応募者によるプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングを次により実施する。

- ア 実施日程 平成29年11月15日

- イ 実施場所 八日市布引ライフ組合立衛生センター(東近江市柴原南町 1590 番地)
- ウ 出席者 業務担当者、営業担当者を含む5名程度とする。
- エ その他 詳細な時間等については別途通知する。

(11) 審査結果の通知

プロポーザルの審査結果は、次により実施する。

通知日 平成29年11月20日(月)

通知方法 郵送(電話等による問合せには、応じない。)

8 基本事項の合意及び契約

優先交渉権者決定後の平成29年12月中旬までに、組合と本プロポーザルにより特定した優先交渉権者は、業務契約の締結に向けて優先交渉権者の提案内容について改善協議等を行うものとする。この改善協議等とは、組合が提案内容の一部を改善することにより優れた技術提案になると判断した場合、優先交渉権者に対し提案内容の変更について協議を行うもので、この協議が成立すること(以下「基本事項の合意」という。)をもって優先交渉権者を相手方として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、組合で定める予定価格以内で契約を行うものとする。契約日は、平成30年4月1日付けとする。

なお、辞退若しくは基本事項の合意が成されなかった場合又はその他の理由で契約ができない場合は、次点者と基本事項の合意を行うものとする。

9 その他

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって募集要項及び配布資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、組合は、委託業務の範囲において公表する場合その他組合が必要と認める場合には、募集要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(5) 応募書類の取扱い

提出された応募書類については、変更することができない。また、理由のいかんにかかわらず、返却しない。

(6) 組合が提示する参考資料の取扱い

組合が提示する参考資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、内容を提示してはならない。

(7) 応募失格に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、失格とする。

- ・本応募において提出書類される書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき。
- ・本応募の提出書類に虚偽の記載があるとき。
- ・応募者が提案する価格が委託業務の予定価格を上回ったとき。
- ・本応募の提出書類の内容について説明を受ける場に応募者が出席しないとき。
- ・関係者に対する不当な活動を行ったと認められるとき。

(8) 応募の延期等

組合が必要と認めたときは、応募を延期し、中止し、又は取り消すことがある。この場合において、応募者に発生した費用は、応募者の負担とする。